

奈良県告示第三百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、葛城市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成二十三年三月十二日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりである。

平成二十三年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

		他の字を編入する字	他の字に編入される字	編入される区域
柿本	笛堂 (一部)	柿本 (一部)	柿本七六の一、七六の五、七六の六、七六の七及び七六の八に隣接介在する水路である市有地の一部	
北花内	柿本 (一部)	笛堂 (一部)	柿本七六の三の一部、七六の八の一部、七八の一部、七八の三、七九の二の一部、七九の五及び八〇の二の一部	
笛堂	柿本 (一部)	笛堂 (一部)	笛堂八の二の一部及び八の五の一部並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部	
	北花内 (一部)	北花内 (一部)	北花内六六七の一の一部、七七二の一の一部、七七二の三の一部及び七七三の一の一部	

別図 1 (変更前)



柿本

笛堂

北花内

凡 例	
——	現町界
- -	新町界



